

男性の育児参加を応援します！

韮崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金



男性の育児休業の取得促進により、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るため、就業規則、労働協約等により育児休業制度を設けている企業等に勤務する市内在住の男性労働者に奨励金を支給します。

支給要件

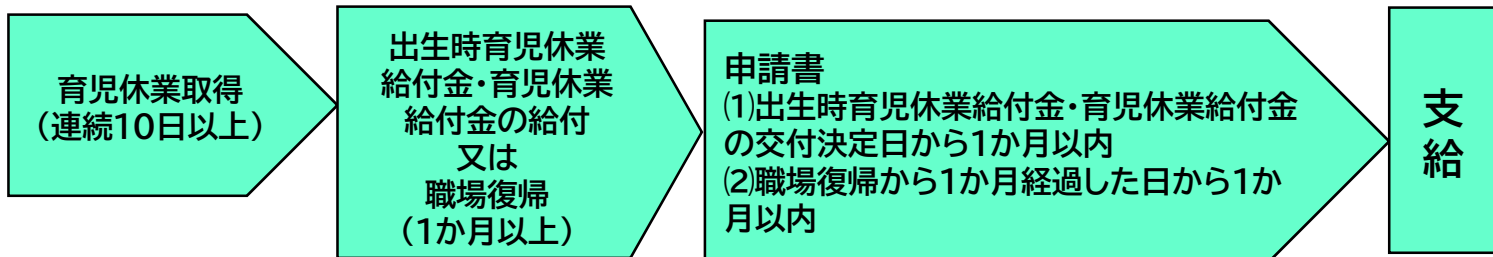
就業規則、労働協約等により育児休業制度を設けている企業等に勤務している市内在住の男性労働者で下記の要件の(1)か(2)に該当する者

- (1) 出生時育児休業給付金又は育児休業給付金（以下「給付金等」という。）の支給の決定を受け、職場復帰後1月以上勤務しているもの
- (2) (1)に該当しない者で、連続する10日以上育児休業を取得し、職場復帰後1月以上勤務しているもの

支給金額

支給額 **5万円**（育児休業の対象となる一子につき1回限り）

手続きの流れ



提出書類

- 奨励金支給申請書兼実績報告書（第2号様式）
- 添付書類

要件(1)に該当する方

- 出生時育児休業給付金支給決定通知書又は育児休業給付金支給決定通知書の写し

要件(2)に該当する方

- 雇用保険被保険者証の写し
- 住民票や母子健康手帳の写し等
- ※本市に住所を有すること及び育児休業の対象となる子との関係を証明できる書類
- 育児休業申出書の写し
- 勤務する企業等の育児休業に関する就業規則、労働協約等の写し
- 市税等を滞納していないことを証する書類

問合せ先
韮崎市商工観光課商工観光担当
TEL：0551-22-1111（内線216）

申請書のダウンロードなど
市ホームページでご確認ください



韮崎市 男性の育休奨励金 検索 🔍

